登録検査機関の登録等実施要領

令和5年2月20日 4消安第5910号 令和5年4月18日 4消安第5910号-1 令和5年4月26日 5消安第400号 消費・安全局長通知

(総則)

- 第1 植物防疫法(昭和25年法律第151号。以下「法」という。)第10条の2から第10条の18までに おける登録検査機関の登録及び登録に係る所要の規定の実施に当たっては、法及び植物防疫法施行規 則(昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。)並びに農林水産省行政文書決裁規則(平成12 年農林水産省訓令第14号。以下「文書決裁規則」という。)第7条第1項に基づくほか、以下に定め るところによる。
- 2 法第 10 条の2の規定に基づき登録検査機関の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)等が行う申請、植物防疫所長(那覇植物防疫事務所長を含む。以下同じ。)が消費・安全局長に対して行う報告及び農林水産大臣が登録申請者等に行う通知については、原則として農林水産省共通申請サービス(以下「eMAFF」という。)により行うものとする。

(登録検査機関の登録の申請)

- 第2 登録申請者は、別紙「登録検査機関の登録申請等手続マニュアル」(以下「マニュアル」という。) を参考に、規則第30条の規定に基づき、申請書(規則別記第14号様式)及び添付書類(以下「登録申請書等」という。)を作成し、その所在地を管轄する植物防疫所(那覇植物防疫事務所を含み、支所又は出張所を除く。以下同じ。)に提出するものとする。
- 2 植物防疫所の植物防疫官は、前項により登録申請書等の提出を受けたときは、次に掲げる事項を確認し、別添「登録検査機関審査表」(以下「審査表」という。)の該当の欄に必要事項を記載することにより、その結果をとりまとめるものとする。
- (1) 書面による確認
 - ① 登録申請書等の記載内容
 - ② 法第10条の4各号に掲げる基準
 - ア) 検査員が別表1に掲げる基準を満たすこと。
 - イ) 検査に用いる機械器具その他の設備が別表2に掲げる基準を満たすこと。
 - ウ) 検査業務を実施する体制が別表3に掲げる基準を満たすこと。
- (2) 登録申請者の事務所への実地検査
- 3 植物防疫所長は、前項の審査表及び登録申請書等を、様式第1号により消費・安全局長に報告する ものとする。
- 4 消費・安全局長は、前項の報告により、当該登録申請者が法第10条の3各号のいずれかに該当せず、かつ、法第10条の4第1項各号に規定する要件の全てに適合していると認めるときは、当該登録申請者(登録免許税法(昭和42年法律第35号)別表第2により非課税法人(以下「非課税法人」という。)とされている者を除く。)に対し、様式第2号により登録免許税の納付に関する通知を行うものとする。ただし、非課税法人については、8に従い登録台帳(規則別記第15号様式)への記帳や通知等を行うものとする。

- 5 消費・安全局長は、3の報告により、当該登録申請者が法第10条の3各号のいずれかに該当し、又は法第10条の4第1項各号に規定する要件に適合していないと認めるときは、登録を拒否し、その旨を様式第3号により当該登録申請者に通知するものとする。
- 6 登録申請者は、4の通知を受けたときは、登録免許税を納付し、当該納付に係る領収証書の原本を 直接又は郵送により、その所在地を管轄する植物防疫所に提出するものする。
- 7 植物防疫所長は、前項の領収証書の原本を受領したときは、審査表により当該領収証書の記載事項 を確認し、問題ないと認めるときは、受領した旨を様式第4号により消費・安全局長に報告するもの とする。
- 8 消費・安全局長は、前項の報告を受けたときは、法第10条の4第2項及び規則第31条の5の規定に基づき、登録台帳に記帳の上、登録が行われた旨を様式第5号により当該登録申請者に通知するとともに、法第10条の4第3項の規定に基づき公示するものとする。非課税法人である登録申請者についても同様とする。

(業務規程の認可の申請)

- 第3 法第10条の9第1項前段に基づき業務規程の認可を受けようとする登録検査機関(以下「認可申請者」という。)は、マニュアルを参考に、規則第31条の10第1項の規定に基づき、申請書(規則別記第18号様式)及び業務規程(以下「認可申請書等」という。)を作成するものとする。
- 2 認可申請者は、規則第31条の11の規定に基づき、業務規程に別表4の記載内容を定めるものとする。
- 3 認可申請者は、前2項により認可申請書等を作成したときは、その所在地を管轄する植物防疫所に 提出するものとする。なお、当該認可申請書等の提出は、第2の登録を受ける前であっても、事前提 出を行うことができるものとする。
- 4 植物防疫所の植物防疫官は、前項の認可申請書等の提出又は事前提出を受けたときは、審査表の該 当の欄に必要事項を記載することにより、業務規程に別表4の記載内容が漏れなく記載されているこ とを確認する。
- 5 植物防疫所長は、前項の審査表及び認可申請書等を、様式第6号により消費・安全局長に報告する ものとする。
- 6 消費・安全局長は、前項の報告を受け、当該認可申請書等の記載内容に不備がないものと認めると きは、業務規程を認可し、様式第7号により、当該認可申請者に通知するものとする。
- 7 消費・安全局長は、5の報告を受け、当該認可申請書等の記載内容に不備を認める場合には、補正 を求め、又は認可を拒否し、認可を拒否した旨を様式第8号により当該認可申請者に通知するものと する。

(登録検査機関の変更登録の申請)

- 第4 法第 10 条の6第2項の規定に基づき検査の区分を変更又は追加しようとする登録検査機関(以下「変更登録申請者」という。)は、規則第31条の7の規定に基づき、申請書(規則別記第16号様式)及び添付書類(以下「変更登録申請書等」という。)を作成し、その所在地を管轄する植物防疫所に提出する。
- 2 植物防疫所の植物防疫官は、前項により変更登録申請書等の提出を受けたときは、第2の2に準じ、 変更登録申請書等の確認及び登録検査機関の事務所に対する実地検査を実施し、審査表の該当の欄に その結果を取りまとめるものとする。
- 3 植物防疫所長は、前項の審査表及び変更登録申請書等を、様式第1号により消費・安全局長に報告 するものとする。

- 4 消費・安全局長は、第2の4に準じ、変更登録申請者が法第10条の6第3項の規定により準用する 法第10条の3各号のいずれかに該当せず、かつ、法第10条の6第3項の規定により準用する法第10 条の4第1項各号に規定する要件の全てに適合していると認めるときは、様式第2号による通知を行 うものとする。
- 5 消費・安全局長は、第2の5に準じ、法第10条の6第3項の規定により準用する法第10条の3各号のいずれかに該当し、又は法第10条の6第3項の規定により準用する法第10条の4第1項各号に規定する要件に適合していないと認めるときは様式第3号による通知を行うものとする。
- 6 変更登録申請者は、4の通知を受けたときは、第2の6に準じ、登録免許税を納付し、当該納付に 係る領収証書の原本を直接又は郵送により、その所在地を管轄する植物防疫所に提出するものする。
- 7 植物防疫所長は、前項の領収証書の原本を受領したときは、第2の7に準じ、その旨を様式第4号により消費・安全局長に報告するものとする。
- 8 消費・安全局長は、前項の報告を受けたときは、第2の8に準じ、登録台帳を補正の上、変更登録が行われた旨を様式第5号により当該変更登録申請者に通知するとともに、法第 10 条の6第3項により準用する法第10条の4第3項の規定に基づき公示するものとする。

(登録検査機関の登録事項の変更の届出)

- 第5 法第10条の8第1項の規定に基づき登録事項を変更しようとする登録検査機関(以下「登録事項変更申請者」という。)は、変更しようとする日の14日前までに、規則第31条の9の規定に基づき、届出書(規則別記第17号様式)を、その所在地を管轄する植物防疫所に提出するものとする。
- 2 植物防疫所長は、前項により届出書の提出を受けたときは、様式第1号により当該届出書を消費・ 安全局長に報告するものとする。ただし、変更される内容が規則第31条の5の1により規定する検 査業務の概要である場合は、植物防疫所の植物防疫官は、登録事項変更申請者が当該業務を実施する ために必要な機械器具・設備を有することを確認するとともに、必要であると認めるときは、実地検 査を実施し、植物防疫所長は、これらの結果を取りまとめ、当該届出書と併せて消費・安全局長に報 告するものとする。
- 3 消費・安全局長は、当該届出書の記載内容に不備がないものと認めるときは、登録台帳を補正の 上、様式第5号により当該登録事項変更申請者に登録事項の変更を行った旨を通知するとともに、法 第10条の8第2項の規定に基づき公示するものとする。なお、当該届出書の記載内容に不備がある と認める場合は、当該登録事項変更申請者に補正を求めるものとする。

(登録検査機関の登録の更新申請)

- 第6 法第10条の5の規定に基づき登録の更新を受けようとする登録検査機関(以下「登録更新申請者」という。)は、規則第31条の6の規定により読み替えて準用する規則第30条の規定に基づき、申請書(規則別記第14号様式)及び添付書類(規則第30条第2項第4号に掲げる書類及び登録の申請時に農林水産大臣に提出されたものからその内容に変更がない書類を除いたもの)(以下「登録更新申請書等」という。)を作成し、当該登録検査機関がその効力を失う30日前までに、その所在地を管轄する植物防疫所に提出するものとする。
- 2 植物防疫所の植物防疫官は、前項の登録更新申請書等の提出を受けたときは、第2の2に準じ、登録更新申請書等の確認及び登録検査機関の事務所に対する実地検査を実施し、審査表の該当の欄にその結果を取りまとめるものとする。
- 3 植物防疫所長は、前項の審査表及び登録更新申請書等を、様式第1号により消費・安全局長に報告 するものとする。

- 4 消費・安全局長は、当該登録更新申請者が法第10条の5第2項の規定により準用する法第10条の3各号のいずれかに該当せず、かつ、法第10条の5第2項の規定により準用する法第10条の4第1項各号に規定する要件の全てに適合していると認めるときは、登録台帳に補正の上、様式第5号により登録検査機関に登録の更新が完了した旨を通知するとともに、法第10条の5第2項の規定により準用する法第10条の4第3項の規定に基づき公示するものとする。
- 5 消費・安全局長は、当該登録更新申請者が法第10条の5第2項の規定により準用する法第10条の3各号のいずれかに該当し、又は法第10条の5第2項の規定により準用する法第10条の4第1項各号に規定する要件に適合していないと認めるときは、様式第3号により当該登録更新申請者に通知するものとする。
- 6 消費・安全局長は、登録検査機関が、期限までに登録更新申請書等を提出せず、登録検査機関の効力が失われた場合は、その旨を法第10条の5第3項の規定に基づき公示するものとする。

(業務規程の変更認可の申請)

- 第7 法第10条の9第1項後段の規定に基づき業務規程の変更の認可を受けようとする登録検査機関は、規則第31条の10第2項の規定に基づき、申請書(規則別記第19号様式)及び変更後の業務規程(以下「変更認可申請書等」という。)を作成し、その所在地を管轄する植物防疫所に提出するものとする。
- 2 植物防疫所の植物防疫官は、前項の変更認可申請書等の提出を受けたときは、第3の4に準じ、審 査表の該当の欄に必要事項を記載することにより、当該業務規程の変更後も別表4の記載内容が漏れ なく記載されていることを確認するものとする。
- 3 植物防疫所長は、前項の審査表及び変更認可申請書等を、様式第6号により消費・安全局長に報告 するものとする。
- 4 消費・安全局長は、前項の報告を受けたときは、当該変更認可申請書等に不備がないものと認める場合には、業務規程の変更の認可を行うこととし、様式第7号により当該登録検査機関に通知するものとする。
- 5 消費・安全局長は、3の報告を受け、当該変更認可申請書等に不備を認める場合には、第3の7に 準じ、補正を求め、又は認可を拒否し、認可を拒否した旨を様式第8号により当該登録検査機関に通 知するものとする。

(業務の休廃止の許可に係る申請)

- 第8 法第10条の10第1項の規定に基づき、検査業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の許可を受けようとする登録検査機関は、規則第31条の12の規定に基づき、申請書(規則別記第20号様式。以下「休廃止許可申請書」という。)を、当該休止又は廃止の予定日から起算して30日前までに、その所在地を管轄する植物防疫所に提出するものとする。ただし、休止の許可を受けようとする登録検査機関にあっては、当該申請書に検査業務を再開する日を記載するものとする。
- 2 植物防疫所長は、前項の休廃止許可申請書の提出を受けたときは、様式第9号により消費・安全局 長に報告するものとする。
- 3 消費・安全局長は、前項の報告により、当該登録検査機関の業務の休廃止を許可する場合は、様式 第10号により当該登録検査機関に通知するとともに、法第10条の10第2項の規定に基づき公示す るものとする。
- 4 消費・安全局長は、2の報告により、当該登録検査機関の業務の休廃止を許可しない場合は、様式 第11号により当該登録検査機関に通知するものとする。

(業務の再開に係る通知)

- 第9 検査業務の全部又は一部を休止している登録検査機関が、検査業務を再開する場合は、第8の第項1のただし書きによる検査業務を再開する日から起算して14日前までに、様式第12号によりその所在地を管轄する植物防疫所に提出するものとする。
- 2 植物防疫所長は、前項により提出を受けたときは、様式第13号により消費・安全局長に報告するものとする。
- 3 消費・安全局長は、前項により報告を受けたときは、様式第14号により当該登録検査機関に通知するものとする。
- 4 業務を休止している登録検査機関が、休止期間を延長する場合は、第8に準じて、休廃止許可申請書を、第8の1ただし書きにより、休廃止許可申請書に記載した業務を再開する日から起算して30日前までに、所在地を管轄する植物防疫所長に提出するものとする。

別表 1. 検査員の基準

検査員となる者は、規則第31条の2各号のいずれかに該当する者として、検査の区分ごとに定める下記のいずれかの要件を満たしていること。

記のいずれかの要件を 検査の区分	要件
植物の栽培地にお	① 登録検査機関の栽培地検査の検査員として、栽培地検査の業務に1年以上
ける検査(以下「栽	従事した経験を有する者
培地検査」という。) 	② 栽培地検査補助員として、1年以上の勤務経験を有する者
	③ 都道府県の病害虫防除所職員として、1年以上の勤務経験を有する者
	④ 都道府県の農業改良普及員として、1年以上の勤務経験を有する者
	⑤ 農業協同組合の営農指導員として、1年以上の勤務経験を有する者
	⑥ ①から⑤までのほか、栽培地検査の業務と類似した業務について、1年以
	上の勤務経験を有する者
	⑦ 学校教育法 (昭和22年法律第26号) に基づく大学 (短期大学を除く。)、
	旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治
	36年勅令第61号)に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医
	学、畜産学、水産学、農学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又
	はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
	⑧ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含
	む。)又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれ
	らに相当する課程を修めて卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課
	程にあっては、修了した者)
消毒に関する検査 (以下「消毒検査」	① 登録検査機関の消毒検査の検査員として、消毒検査の業務に1年以上従事
という。)	した経験を有する者
	② 消毒業者として、1年以上の勤務経験を有する者
	③ ①及び②のほか、当該検査業務と類似した業務について、1年以上の勤務
	経験を有する者
	④ 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は
	旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産
	学、水産学、農学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又はこれら
	に相当する課程を修めて卒業した者
	⑤ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含
	む。)又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれ
	らに相当する課程を修めて卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課
遺伝子の検査その	程にあっては、修了した者)
遺伝子の検査での 他の高度の技術を	① 登録検査機関の精密検査(遺伝子診断)の検査員として、精密検査(遺伝
要する検査(以下	子診断)の業務に1年以上従事した経験を有する者
「精密検査」とい	② 動植物や食品の精密検査(遺伝子検査)の業務について、1年以上の勤務
う。)のうち遺伝子	経験を有する者

診断(以下「精密検査(遺伝子診断)」という。)

- ③ ①及び②のほか、精密検査(遺伝子診断)の業務と類似した業務について、1年以上の勤務経験を有する者
- ④ 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は 旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産 学、水産学、農学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又はこれら に相当する課程を修めて卒業した者
- ⑤ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)

精密検査のうち血 清学的診断(以下 「精密検査(血清学 的診断)」という。)

- ① 登録検査機関の精密検査(血清学的診断)の検査員として、精密検査(血 清学的診断)の業務に1年以上従事した経験を有する者
- ② 動物等の精密検査(血清学的診断)の業務について、1年以上の勤務経験を有する者
- ③ ①及び②のほか、精密検査(血清学的診断)の業務と類似した業務について、1年以上の勤務経験を有する者
- ④ 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は 旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産 学、水産学、農学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又はこれら に相当する課程を修めて卒業した者
- ⑤ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)

精密検査のうち微 生物学的診断(以下 「精密検査(微生物 学的診断)」とい う。)

- ① 登録検査機関の精密検査(微生物学的診断)の検査員として、精密検査 (微生物学的診断)の業務に1年以上従事した経験を有する者
- ② 動植物や食品等の精密検査(微生物学的診断)の業務について、1年以上の勤務経験を有する者
- ③ ①及び②のほか、精密検査(微生物学的診断)の業務と類似した業務について、1年以上の勤務経験を有する者
- ④ 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は 旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産 学、水産学、農学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又はこれら に相当する課程を修めて卒業した者
- ⑤ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)

- ① 登録検査機関の精密検査(栽培検定又は植物への接種による病徴診断・病原性検査)の検査員として、精密検査(栽培検定又は植物への接種による病徴診断・病原性検査)の業務に1年以上従事した経験を有する者
- ② 都道府県、農業協同組合等の試験機関の業務について、1年以上の勤務経験を有する者
- ③ ①及び②のほか、精密検査(栽培検定又は植物への接種による病徴診断・ 病原性検査)の業務と類似した業務について、1年以上の勤務経験を有す る者
- ④ 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は 旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産 学、水産学、農学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又はこれら に相当する課程を修めて卒業した者
- ⑤ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)

精密検査のうち線 虫検査(以下「精密 検査(線虫検査)」と いう。)

- ① 登録検査機関の精密検査(線虫検査)の検査員として、精密検査(線虫 検査)の業務に1年以上従事した経験を有する者
- ② 動植物や食品の精密検査(線虫検査)の業務について、1年以上の勤務 経験を有する者
- ③ ①及び②のほか、精密検査(線虫検査)の業務と類似した業務について、1年以上の勤務経験を有する者
- ④ 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、 畜産学、水産学、農学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又は これらに相当する課程を修めて卒業した者
- ⑤ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)

植物又は物品及びこれらの容器包装の目視による検査 (以下「目視検査」という。)

- ① 登録検査機関の目視検査の検査員として、目視検査の業務に1年以上従事した経験を有する者
- ② 都道府県の農業改良普及員及び病害虫防除所の職員として、1年以上の勤務経験を有する者
- ③ 農業協同組合の営農指導員として、1年以上の勤務経験を有する者
- ④ ①から③までのほか、目視検査の業務と類似した業務について、1年以上 の勤務経験を有する者

- ⑤ 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は 旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産 学、水産学、農学、農芸化学、応用化学若しくは生物学の課程又はこれら に相当する課程を修めて卒業した者
- ⑥ 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において工業化学若しくは生物学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)

別表2-1-1. 検査に係る機械器具その他の設備の基準【栽培地検査:検出方法】

規則第 31 条の3第1号の技術上の基準に適合するためには、検査対象有害動植物及び検出方法ごとに以下の全ての機械器具その他の設備を有すること。なお、栽培地検査にあっては、別表 2-1-2 に掲げる機械器具その他の設備も有する必要がある。

ずる機械器具その他の設備も有する必要がある。 			
検査対象有害動植物	検出方法	機械器具その他の設備	機械器具その他の設備例
		1) 菌糸又は菌泥を確認す	• 実体顕微鏡
	<u> </u>	るのに必要な顕微鏡等	• 生物顕微鏡
	分離、培養	2)分離した糸状菌又は細	・クリーンベンチ
		菌を培養する設備	・インキュベーター
糸状菌類又は細菌類	海人抗烦	1) 菌糸又は菌泥を確認す	• 実体顕微鏡
	健全植物	るのに必要な顕微鏡等	• 生物顕微鏡
	(病原性	2) 健全植物を一定期間管	• 温室
	の確認)	ログログログログログログログログログログログログログログログログログログログ	・人工気象器
	0万4年前心/	生り ②欧洲、「成命寺	・インキュベーター
		病斑部を確認し、菌糸又は	・実体顕微鏡
	分離	菌泥がないことを確認する	• 生物顕微鏡
		ために必要な顕微鏡等	
		1)病斑部を確認し、菌糸又	• 実体顕微鏡
ウイルス・ウイロイド類	健全植物	は菌泥がないことを確認	• 生物顕微鏡
71777 71-1178	への接種	するために必要な顕微鏡	
	(病原性	等	
	の確認)	2) 健全植物を一定期間管	- 温室
	O HELION	理する設備、機 器等	• 人工気象器
			・インキュベーター
		土壌等から活動性の線虫を	・ベールマンロート
線虫類	ベールマン法	水の中へ分離する装置	・ベールマンふるい
			・ロート台
線虫類		土壌等から水の中に分離し	・ふるい
(ナガハリセンチュウ、オオハ	ふるい分け法等	た線虫類から比較的大型の	
リセンチュウ等の比較的大型の	3 3 2 7 7 7 7 7 7 7 7	線虫類を水の中へ分離する	
線虫類)		装置	
線虫類	フェンウィック	シストが水に浮く性質を利	・フェンウィック装置
 (シストセンチュウ類)	法等	用し、土壌等からシストを	
		分離する装置	
線虫類		植物組織等から、線虫類を	• 実体顕微鏡
(ネコブセンチュウ、	分離	取り出し、形態による同定	• 生物顕微鏡
シストセンチュウ類)		作業に必要な顕微鏡等	

別表2-1-2. 検査に係る機械器具その他の設備の基準【栽培地検査:同定方法】

規則第31条の3第1号の技術上の基準に適合するためには、「検査対象有害動植物」及び「同定方法」 ごとに以下の全ての機械器具その他の設備を有すること。なお、栽培地検査にあっては、別表2-1-1 に掲げる機械器具その他の設備も有する必要がある。

- 掲げる機械 呑具 ての他の設備も有する必要がある。			
検査対象有害動植物	同定方法	機械器具その他の設備	機械器具その他の設備例
比較的大型の害虫 (甲虫・チョウ目・ハエ目等)	形態の確認	比較的低倍率で検査対象を 観察できる顕微鏡等	・実体顕微鏡
微小害虫 (アブラムシ・アザミウマ・ ダニ等)	形態の確認	虫体からプレパラート標本 を作製し、その微細構造を 観察できる高倍率の顕微鏡 等	· 実体顕微鏡 · 生物顕微鏡
糸状菌	形態の確認	糸状菌の形態を観察するための顕微鏡等	・実体顕微鏡 ・生物顕微鏡
線虫類	形態の確認	プレパラート標本の作製 等、形態による同定作業に 必要な設備	· 実体顕微鏡 · 生物顕微鏡
	PCR 法等※1	1) 試薬を適切に管理する 温度管理機器	・恒温器 ・冷蔵庫 ・冷凍庫
		2) 核酸を抽出するための 機器	・ビーズ式破砕装置等 ・遠心分離機
糸状菌類、細菌類、ウイルス・ ウイロイド類又は線虫類		3)抽出した核酸を増幅す る機器等	・サーマルサイクラー ・リアルタイム PCR 装置 ・リアルタイム濁度濃度測定装置
		4) 増幅した核酸を可視化、 記録する機器等	・電気泳動装置・電気泳動ゲル撮影装置・トランスイルミネーター
		5)滅菌器	・オートクレーブ ・乾熱滅菌器
糸状菌類、細菌類、ウイルス・ ウイロイド類又は線虫類	塩基配列解析	1) 試薬を適切に管理する 温度管理機器	・恒温器 ・冷蔵庫 ・冷凍庫
		2) 核酸を抽出するための 機器	・ビーズ式破砕装置等 ・遠心分離機
		3)抽出した核酸を増幅す る機器等	・サーマルサイクラー

		4) 塩基配列の解析に必要 な機器(塩基配列解析を 外注する場合を除く。) 5)滅菌器	・DNA シーケンサー ・オートクレーブ ・乾熱滅菌器
糸状菌類、細菌類、ウイルス・ ウイロイド類	ELISA 法等	1) 試薬を適切に管理する 温度管理機器 2) 試料の吸光度を測定す る機器等	・恒温器・冷蔵庫・冷凍庫・マイクロプレートリーダー
細菌類	選択培地等 を使用した 微生物学的 手法※2	る機器等 1)細菌の分離、選択培地等 への植菌を、無菌状態で 行うための機器等 2)菌を培養するための機器 器 3)滅菌器	・クリーンベンチ ・インキュベーター ・振とう培養器 ・オートクレーブ ・乾熱滅菌器
ウイルス・ウイロイド類 (ジャガイモ葉巻病・チューリ ップモザイクウイルス等の病徴 診断のみで診断可能なもの)	病徴診断法	病斑部を確認し、菌糸又は 菌泥が無いことを確認する とともに、病徴の確認に必 要な顕微鏡等	· 実体顕微鏡 · 生物顕微鏡

^{※1} PCR 法等とは、PCR 法、LAMP 法等の特定の塩基配列の増幅による診断法をいう。

別表2-2. 検査に係る機械器具その他の設備の基準【消毒検査】

規則第31条の3第2号の技術上の基準に適合するためには、確認事項ごとに以下の全ての機械器具・その他の設備を有すること。

確認事項	機械器具その他の設備
くん蒸処理	・防毒マスク
熱処理・低温処理	標準温度計・手袋等
薬剤処理	・防塵マスク、ゴーグル、手袋等

^{※2} 選択培地等を使用した微生物学的手法には、バクテリオファージ法等のウイルスを併せて使用する 方法を含む。

別表2-3-1. 検査に係る機械器具その他の設備の基準 【精密検査(遺伝子診断)】

規則第31条の3第3号の技術上の基準に適合するためには、検査対象有害動植物及び検査方法ごとに以下の全ての機械器具その他の設備を有すること。

検査対象有害動植物	検査方法	機械器具その他の設備	機械器具その他の設備の例
		1) 試薬を適切に管理する 温度管理機器	・恒温器 ・冷蔵庫 ・冷凍庫
		2)核酸を抽出するために 必要な機器	・ビーズ式破砕装置等 ・遠心分離機
糸状菌類、細菌類、ウイルス・	DOD ALATON	3)抽出した核酸を増幅す	・サーマルサイクラー
ウイロイド類又は線虫類	PCR 法等※	る機器、核酸を増幅し核	・リアルタイム PCR 装置
		酸量を記録する機器等	リアルタイム濁度濃度測定装置
		4)増幅した核酸を可視化	• 電気泳動装置
		し、記録する機器等	・電気泳動ゲル撮影装置
			・トランスイルミネーター
		5)滅菌器	・オートクレーブ
			• 乾熱滅菌器
	塩基配列解析	1) 試薬を適切に管理する	・恒温器
		温度管理機器	• 冷蔵庫
			· 冷凍庫
		2) 核酸を抽出するために	・ビーズ式破砕装置等
		必要な機器	・遠心分離機
糸状菌類、細菌類、ウイルス・ ウイロイド類又は線虫類		3)抽出した核酸を増幅する機器等	・サーマルサイクラー
		4) 塩基配列の解析に必要	・DNA シーケンサー
		な機器(塩基配列解析を	
		外注する場合を除く。)	
		5)滅菌器	・オートクレーブ
			- 乾熱滅菌器

[※] PCR 法等とは、PCR 法、LAMP 法等の特定の塩基配列の増幅による診断法をいう。

別表2-3-2. 検査に係る機械器具その他の設備の基準 【精密検査(血清学的診断)】

規則第31条の3第3号の技術上の基準に適合するためには、検査対象有害動植物及び検査方法ごとに以下の全ての機械器具・設備を有すること。

検査対象有害動植物	検査方法	機械器具その他の設備	機械器具その他の設備の例
糸状菌類、細菌類又は	ELISA 法等	1) 試薬を適切に管理する 温度管理機器	・恒温器 ・冷蔵庫
ウイルス・ウイロイド類	ELISA 法等	2) 試料の吸光度を測定す る機器	・マイクロプレートリーダー

別表2-3-3. 検査に係る機械器具その他の設備の基準【精密検査(微生物学的診断)】

規則第31条の3第3号の技術上の基準に適合するためには検査対象有害動植物及び検査方法ごとに以下の全ての機械器具その他の設備を有すること。

検査対象有害動植物	検査方法	機械器具その他の設備	機械器具その他の設備の例
	選択培地等	1) 細菌の分離、選択培地等 への植菌を、無菌状態で 行うための機器等	・クリーンベンチ
細菌類	を使用した 微生物学的 手法※	2)菌を培養するための機器	・インキュベーター ・振とう培養器
	2 12 11 1	3)滅菌器	・オートクレーブ・乾熱滅菌器

[※] 選択培地等を使用した微生物学的手法には、バクテリオファージ法等のウイルスを併せて使用する 方法を含む。

別表2-3-4. 検査に係る機械器具その他の設備の基準 【精密検査 (栽培検定:検査方法)】

規則第 31 条の3第3号の技術上の基準に適合するためには、検査対象有害動植物及び検査方法ごとに以下の全ての機械器具その他の設備を有すること。なお、精密検査(栽培検定)にあっては、別表2-3-6に掲げる機械器具その他の設備も有する必要がある。

検査対象有害動植物	検査方法	機械器具その他の設備	機械器具その他の設備の例
糸状菌類、細菌類又は ウイルス・ウイロイド類	栽培検定	1) 糸状菌、細菌類又はウイルス・ウイロイド類の感染が疑われる種子を選抜するために必要な顕微鏡等	- 実体顕微鏡
		2)種子、苗類を一定期間生 育するための設備、機器 等	・温室 ・人工気象器 ・インキュベーター

別表 2-3-5. 検査に係る機械器具その他の設備の基準 【精密検査 (線虫検査:検査方法)】

規則第 31 条の3第3号の技術上の基準に適合するためには、検査対象有害動植物及び検査方法ごとに以下の全ての機械器具その他の設備を有すること。なお、精密検査(線虫検査)にあっては、別表2 -3-6に掲げる機械器具その他の設備も有する必要がある。

検査対象有害動植物	検査方法	機械器具その他の設備	機械器具その他の設備の例
線虫類	ベールマン法等	土壌等から活動性の線虫類 を水の中へ分離する装置	・ベールマンロート ・ベールマンふるい ・ロート台
線虫類 (ナガハリセンチュウ、 オオハリセンチュウ等の 比較的大型の線虫類)	ふるい分け法等	土壌等から水の中に分離した線虫類から比較的大型の線虫類を水の中へ分離する 装置	・ふるい
線虫類 (シストセンチュウ類)	フェンウィック 法等	シストが水に浮く性質を利 用し、土壌等からシストを 分離する装置	・フェンウィック装置
線虫類 (ネコブセンチュウ、 シストセンチュウ類)	分離	植物組織等から、線虫類を 取り出すために必要な顕微 鏡等	・実体顕微鏡

別表2-3-6. 検査に係る機械器具その他の設備の基準 【栽培検定及び線虫検査:同定方法】

規則第 31 条の3第3号の技術上の基準に適合するためには、検査対象有害動植物及び同定方法ごとに以下の全ての機械器具その他の設備を有すること。なお、精密検査(栽培検定及び線虫検査)にあっては、別表2-3-4及び2-3-5に掲げる機械器具その他の設備も有する必要がある。

検査対象有害動植物	同定方法	機械器具その他の設備	機械器具その他の設備の例
糸状菌	形態の確認	1) 糸状菌を分離、培養する設備 2) 糸状菌の形態を観察するための顕微鏡等	・クリーンベンチ・インキュベーター・実体顕微鏡・生物顕微鏡
線虫類	形態の確認	プレパラート標本の作製 等、形態による同定作業に 必要な設備	・実体顕微鏡 ・生物顕微鏡
	PCR 法等※1	1) 試薬を適切に管理する 温度管理機器 2) 核酸を抽出するために	・恒温器・冷蔵庫・冷凍庫・ビーズ式破砕装置等
糸状菌類、細菌類、ウイルス・ ウイロイド類又は線虫類		必要な機器 3)抽出した核酸を増幅す る機器、核酸を増幅し核 酸量を記録する機器等	・遠心分離機・サーマルサイクラー・リアルタイム PCR 装置・リアルタイム濁度濃度測定装置
		4) 増幅した核酸を可視化し、記録する機器等	・電気泳動装置・電気泳動ゲル撮影装置・トランスイルミネーター・オートクレーブ
糸状菌類、細菌類、ウイルス・ ウイロイド類又は線虫類	塩基配列解析 ELISA 法等	1) 試薬を適切に管理する 温度管理機器	・恒温器・冷蔵庫・冷凍庫
		2)核酸を抽出するために 必要な機器 3)抽出した核酸を増幅す る機器等	・ビーズ式破砕装置等・遠心分離機・サーマルサイクラー
		4) 塩基配列の解析に必要 な機器(塩基配列解析を 外注する場合を除く。)	・DNA シーケンサー
糸状菌類、細菌類又は		5)滅菌器 1)試薬を適切に管理する	・オートクレーブ・乾熱滅菌器・恒温器
ウイルス・ウイロイド類		温度管理機器	冷蔵庫

		2) 試料の吸光度を測定す る機器	・マイクロプレートリーダー
糸状菌類、細菌類又は ウイルス・ウイロイド類	健全植物への接 種による病原 性診断	健全植物を一定期間管理す る設備、機器等	・温室 ・人工気象器 ・インキュベーター
細菌類	選択培地等 を使用した 微生物学的	1) 細菌の分離、選択培地等 への植菌を、無菌状態で 行うための機器等 2) 菌を培養するための機	・クリーンベンチ・インキュベーター
	手法※2	3)滅菌器	・振とう培養器・オートクレーブ・乾熱滅菌器

^{※1} PCR 法等とは、PCR 法、LAMP 法等の特定の塩基配列の増幅による診断法をいう。

^{※2} 選択培地等を使用した微生物学的手法には、バクテリオファージ法等のウイルスを併せて使用する方法を含む。

別表2-4. 検査に係る機械器具その他の設備の基準(目視検査)

規則第31条の3第4号の技術上の基準に適合するためには、検査対象品目ごとに以下の全ての機械器具その他の設備を有すること。

検査対象品目	機械器具その他の設備
栽培用種子	・ひしゃく、ふるい、ルーペ、ピンセット、ナイフ、ライト・実体顕微鏡・生物顕微鏡
苗木類	・ひしゃく、ふるい、ルーペ、ピンセット、ナイフ、ライト・実体顕微鏡・生物顕微鏡
球根類・塊茎類	・ひしゃく、ふるい、ルーペ、ピンセット、ナイフ、ライト・実体顕微鏡・生物顕微鏡
生果実、生野菜、切り花	・ひしゃく、ふるい、ルーペ、ピンセット、ナイフ、ライト・実体顕微鏡・生物顕微鏡
食用種子、穀類、油料種子、 乾燥植物類等	・ひしゃく、ふるい、ルーペ、ピンセット、ナイフ、ライト・実体顕微鏡・生物顕微鏡
木材	・はつり、ルーペ、ピンセット、ナイフ、ライト・実体顕微鏡・生物顕微鏡
中古農業機械等の物品	・ライト

別表3. 検査業務の公正な実施を確保するために必要な体制の基準

1. 検査業務の独立性・公平性の評価及び利害関係の特定

登録検査機関において、検査業務の独立性及び公平性を評価し、検査業務に係る潜在的な利害関係を特定するため、規則第30条第2項第5号ハ(規則第31条の6により準用する場合及び規則第31条の7第2項により提出する場合を含む。)により提出する「検査業務以外の業務の概要及び全体の組織に関する事項を記載した書類」において、組織図により検査業務を実施する部門及び検査業務に関連する業務を実施する部門を図示するとともに、検査業務を実施する部門と利害関係が生じる可能性がある部門がある場合には、当該部門を明記すること。

2. 体制の整備

規則第31条の4の検査業務の公正な実施を確保するために必要な体制の基準に適合するためには、次に掲げる要件を全て満たすこと。

満たすべき要件

組織内又は親法人の事業を実施する部門について、次のいずれかを満たしていること。

- ・組織内又は親法人に、農産物等の輸出、販売、栽培等の取扱い(以下「販売等取扱い」という。)を 業とする部門がないこと。
- ・組織内若しくは親法人に、販売等取扱いを業とする部門があるが、検査部門責任者を、販売等取扱いを業とする部門に2年間在籍していない者とする等により、検査部門の独立性が担保されていること。

組織内の役員又は職員について、次のいずれかを満たしていること。

- ・登録申請を行った者の役員に占める販売等取扱関係者の役員若しくは職員(過去2年間に販売等取 扱関係者の役員若しくは職員であった者を含む。)の割合が2分の1を超えないこと。
- ・登録申請を行った者の役員に占める販売等取扱関係者の役員若しくは職員(過去2年間に販売等取扱関係者の役員若しくは職員であった者を含む。)の割合が2分の1を超えているが、販売等取扱いを業とする部門に過去2年間在籍していない者を、検査部門責任者及び検査員とすること等により、検査部門の独立性が担保されていること。

代表権を有する役員について、次のいずれかを満たしていること。

- ・登録申請を行った者の代表権を有する役員(個人の場合は申請者)が、販売等取扱関係者の役員若 しくは職員(過去2年間に販売等取扱関係者の役員又は職員であった者を含む。)ではないこと。
- ・登録申請を行った者の代表権を有する役員(個人の場合は申請者)が、販売等取扱関係者の役員若 しくは職員であるが、検査業務に関する業務を、販売等取扱いを業とする部門に2年間在籍してい ない役員に委任する等により、検査部門の独立性が担保されていること。

検査業務を行う部門の職員が、販売等取扱事業者からの出向者又は兼業者でないこと。

検査業務を行う部門の職員が、販売等取扱業務を行っていないこと。

別表4. 登録検査機関の業務規程の規定事項

規則第31条の11に基づき、業務規程に定める記載内容は以下のとおり。

規則第 31 条の 11	記載内容
検査業務の実施方法に関する事項	 動出植物検疫規程(昭和 25 年8月4日農林省告示第 231 号。以下「規程」という。)第1条に規定する栽培地検査、消毒検査、精密検査、目視検査のうち、認可申請者が実施する検査 検査に関する申請書の様式及び当該申請番号の記載方法 検査の実施方法 規程第7条により準用する規程第6条に規定する検査の結果が相手国の要求に適合する旨を認める書類(以下「検査報告書」という。)の様式。なお、本検査報告書は、規則第 29条に規定する検査報告書と同一とみなす。
検査を実施する組織及び検査員そ の他人員に関する事項	 認可申請者の組織図 検査業務を実施する部門、及び検査業務の関連業務を実施する部門並びにこれらの部門の責任者の役職名 検査業務を実施する部門と利害関係を有する部門がある場合は当該部門及び当該部門の責任者の役職名 検査業務を実施する部門と利害関係がある部門から検査業務を実施する部門の独立性を担保する体制 検査業務を実施する事務所への検査員の配置
検査業務に用いる機械器具その他 設備に関する事項	 微械器具等の保守点検の方法 機械器具等の保守点検の記録の管理
検査業務を行う時間及び休日に関す る事項	① 始業時間及び終業時間② 休日
検査の申請を受けることができる件 数の上限に関する事項	区分別検査の申請の受理件数の上限
検査業務を行う場所に関する事項	区分別検査を実施する場所
検査に関する料金その他算定方法 及び収納の方法に関する事項	① 検査料金又は算定方法等 ② 検査料金の収納方法
検査の申請書その他検査に関する 書類の保存に関する事項	法第 10 条の 16 の帳簿の作成方法及び管理方法
財務諸表等の備付け及び財務諸表 等の閲覧等の請求の受付に関する 事項	① 法第 10 条の 11 の財務諸表の備付け ② 財務諸表の閲覧等の請求にかかる費用
検査業務から生じる損害の賠償そ の他の債務に対する備えに関する 事項	苦情、異議申立て及び紛争の適切な処理
前各号に掲げるもののほか、検査業 務に必要な事項	① 検査に関する書類の保存等の定期的な自主点検 ② 不適切事例があった場合の報告

様式第1号

番 号 年 月 日

消費·安全局長 殿

〇〇植物防疫所長

登録検査機関の〈登録・変更登録・登録事項の変更の届出・登録の更新〉について

年 月 日付けで提出のあった登録検査機関の(□登録 □変更登録 □登録事項の変 更の届出 □登録の更新)について、別添のとおり、報告します。

注)登録申請書等、登録検査機関審査表等を添付すること。

登録検査機関の登録免許税の納税依頼通知書

登録検査機関名 住 所代表者氏名

年 月 日付けで提出のあった(□登録申請 □変更登録申請)について、登録免許 税の納付をお願いします。

年 月 日

消費·安全局長

登録検査機関の〈登録・変更登録・登録の更新〉拒否通知書

(名 称)

(代表者氏名)

下記の理由により、植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号) に基づく登録検査機関の (口登録 口変更登録 口登録の更新) を拒否します。

記

〔拒否理由〕

年 月 日

農林水産大臣

(教示)

この処分に不服がある場合には、

1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に農林水産大臣に審査請求をすること

及び

2 国を被告として、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分 の取消しの訴えを提起すること ができます。 様式第4号

番 号 年 月 日

消費・安全局長 殿

〇〇植物防疫所長

登録検査機関の〈登録・変更登録〉の登録免許税の納付について

年 月 日付けで提出のあった登録検査機関の(□登録 □変更登録)について、別添のとおり、登録免許税の領収証書を受領しましたので、報告します。

注) 登録免許税の領収証書の写しを添付すること。

登録検査機関の〈登録・変更登録・登録事項の変更・登録の更新〉通知書

登録検査機関名 住 所代表者氏名

植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号)に基づき、登録検査機関の(□登録 □変更登録 □登録事項の変更 □登録の更新)を行ったことを通知します。

年 月 日

農林水産大臣

注)新規で登録を行った場合は登録台帳の写しを、変更登録、登録事項の変更、又は登録 の更新を行った場合は、変更後の登録台帳の写しを添付すること。 様式第6号

番 号 年 月 日

消費・安全局長 殿

〇〇植物防疫所長

登録検査機関の業務規程認可〈変更認可〉申請について

年 月 日付けで提出のあった登録検査機関の(□業務規程 □業務規程の変更)について、別添のとおり報告します。

注)認可申請書等、登録検査機関審査表等を添付すること。

登録検査機関の業務規程認可〈変更認可〉通知書

登録検査機関名 住 所代表者氏名

年 月 日付けで申請のあった(□業務規程 □業務規程の変更)について、認可したことを通知します。

年 月 日

農林水産大臣

注)業務規程の変更について、認可を行った場合は、変更内容を記載すること。

登録検査機関の〈業務規程・業務規程の変更〉認可の拒否通知書

登録検査機関名 住 所代表者氏名

下記のため、植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号)に基づく登録検査機関の(□業務 規程 □業務規程の変更)について、認可を拒否します。

記

〔拒否理由〕

年 月 日

農林水産大臣

(教示)

この処分に不服がある場合には、

1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に農林水産大臣に審査請求をすること

及び

2 国を被告として、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分 の取消しの訴えを提起すること

ができます。

番 号 年 月 日

消費・安全局長 殿

〇〇植物防疫所長

登録検査機関の業務休止<廃止>について

年 月 日付けで提出のあった登録検査機関の業務の休止 (口業務の休止 口廃 止)について、別添のとおり報告します。

注)休廃止許可申請書を添付すること。

登録検査機関の業務休止<廃止>の許可通知書

登録検査機関名 住 所 代表者氏名

年 月 日付けで提出のあった登録検査機関の業務の休止〈廃止〉の申請を許可したので通知する。

年 月 日

農林水産大臣

登録検査機関の業務休止<廃止>の不許可通知書

登録検査機関名住所代表者氏名

年 月 日付けで提出のあった登録検査機関の業務の休止〈廃止〉の申請について、下 記の理由のより不許可とする。

〔不許可理由〕

年 月 日

農林水産大臣

(教示)

この処分に不服がある場合には、

1 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に農林水産大臣に審査請求をすること

及び

2 国を被告として、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分 の取消しの訴えを提起すること ができます。

番 号 年 月 日

〇〇植物防疫所長 殿

登録検査機関名住 所代表者氏名

登録検査機関の検査業務の再開について

以下の期間休止していた検査業務について、再開します。

年 月 日 ~ 年 月 日

番 号 年 月 日

消費・安全局長 殿

〇〇植物防疫所長

検査業務の再開について

以下の期間休止していた登録検査機関から、検査業務を再開する旨の申請がありましたので、報告します。

年 月 日 ~ 年 月 日

注)検査業務再開に関する書類(様式第12号)を添付すること。

登録検査機関の検査業務の再開について

登録検査機関名 住 所代表者氏名

検査業務の再開について、受理したので通知する。

年 月 日

消費・安全局長